

【令和6年4月1日施行】二級建築士及び木造建築士の登録・閲覧等の事務を行う 指定登録機関の指定について

建築士法第10条の20第1項の規定に基づき、二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を閲覧に供する事務（以下、「二級建築士等登録事務」といいます。）を県に代わって行う機関（以下、「指定登録機関」といいます。）を次のとおり指定しましたのでお知らせします。

この指定に伴い、これまで土木部建築指導課で行っていた二級建築士等登録事務は、令和6年4月1日から指定登録機関が行います。

1 指定日

令和5年11月20日

2 指定登録機関の名称及び住所

一般社団法人香川県建築士会 香川県高松市天神前6番34号

3 指定登録機関において二級建築士等登録事務を開始する日

令和6年4月1日

4 指定登録機関において行う業務

- (1) 二級建築士及び木造建築士（以下、「二級建築士等」といいます。）の登録事務（新規、変更、消除）
- (2) 二級建築士等の免許証明書の交付、書換交付及び再交付の事務
- (3) 二級建築士等名簿の閲覧事務

また、(1)から(2)に関連する次の業務についても、一般社団法人香川県建築士会が行います。

- 1) 二級建築士等名簿に登録されている事項の証明書の交付事務
- 2) 住所等の届出、死亡等の届出及び建築士免許取消申請書の受理

※これにより、二級建築士等に関する諸手続きの窓口はすべて一般社団法人香川県建築士会となります。

5 免許（交付）手数料について

- (1) 金額に変更はありません。（新規 24,400円、書換・再交付 5,900円）
- (2) 現金及び銀行口座振込（香川県収入証紙ではなくなります。）

6 二級建築士等登録事務に関するお問い合わせ先

一般社団法人香川県建築士会

〒760-0018

香川県高松市天神前6番34号 村瀬ビル2階

TEL 087-833-5377

FAX 087-833-5394

<https://kagawakenchikushikai.com>